

左に所收論著の題目を掲げて置く。

- 帝國憲法の制定……………(一頁―七六頁)
- 憲法制定前後……………(七七頁―一〇三頁)
- 五箇條の御誓文と宸翰……………(一〇四頁―一二五頁)
- 伊藤博文の憲法思想……………(一二六頁―一四五頁)
- 伊藤博文の憲政及び政黨思想……………(一四六頁―一六〇頁)
- 伊藤博文と元田永孚の思想的軋轢……………(一六一頁―一八四頁)
- 立憲的内閣制度の創始に就いて……………(一八五頁―二〇七頁)
- 帝國憲政の三大思想……………(二〇八頁―二二五頁)
- 福澤諭吉の立憲思想……………(二二六頁―二六〇頁)
- 維新以後に於ける皇室及び國體思想の變遷……………(二六一頁―三〇二頁)
- 新日本の建設者……………(三〇三頁―三三九頁)
- 陸奥宗光とその憲政思想……………(三四〇頁―三七一頁)
- 教育勅語の頒發を盟誓せる人々……………(三七二頁―四〇二頁)
- 明治維新の明暗二方面……………(四〇三頁―四二三頁)

以上

○神戸市史(第二輯)

神戸市役所編

叢に刊行せられたる神戸市史は故内田銀藏博士の立てられたる編輯原案を根柢として、故原勝郎博士を編纂監修、新村出博士を同

顧問とし、其の下に主として古田良一氏、岡久發三郎氏等が編纂員としてその業に當られたものであるが、其外故三浦周行博士、喜田貞吉博士等も執筆せられ、かくの如き斯界の權威を網羅せる前輯市史は夙に廣くより此種編纂事業の白眉として認められてゐた。

此の前輯市史によつて神戸市に於ける古代より最近世に至る歴史的變遷を眞によく理解し得るのであるが、此等の記載事項が原則として大正七年三月を限りとして筆を擱いてゐるため、近時に於ける複雑多岐なる社會情勢の變遷に伴ふ其後の神戸市勢の變動は大正七年以前に比して正しく隔世の感を抱かしむるものあり、其等變遷の情況を窺知し得ざる憾が存したのであるが今爰にその續編とも稱すべき第二輯神戸市史が編纂上粹され詳しく其等の事々をも知るを得るに至つた事は慶しい次第である。

此第二輯市史は前輯市史編纂顧問たりし新村出博士が同じく其顧問として編輯を統率せられ、また前史編纂員岡久發三郎氏その編纂を主任しその下に主として日置彌三郎氏等が其の業に當り昭和九年四月より編纂に着手し同十二年六月完了せられたものである。その編纂方針は大體に於て前輯市史に準據して居り、大正八年より昭和八年に至る十五ヶ年間の諸事歴を記載してゐる。

第二輯市史は三冊より成り第一冊本編、第二冊別録、及び第三冊附圖、資料、年表、索引等の各項に分れてゐる。第一冊本編は總説各説にわけ、總説にては世界大戰進行中に於ける異常なる市勢の伸展、大戰の終熄及其後の反動來による財界の困憊等の情勢

を概観し、各説にては其等市勢各方面に於ける情勢の推移を上、下に分けて詳述してゐる。その上に於ては「産業の發展及び富の蓄積」「生活状態の變遷」「人口の増殖」「市の膨脹及び充實」の四章、その下は「行幸行啓並びに皇室關係記事」「市政機關の沿革」「市營事業」「市の財政」「衛生」「土木」「勸業」「社會事業」「教育」「外事」「兵事警察並びに消防」「式典並びに褒賞」の十二章と成り、其等各章の項目に於ては前縣市史の體裁を踏襲せるものであるが、その内容に於ては世界大戰による我國資本主義機構の驚くべき發展、それ等の渦巻より生ずる各方面に於ける雜多の矛盾、又それに相應する物心兩方面に於ける情勢の變革進展等は殆んど前縣市史收載の大正七年以前の神戸市勢の舊態とは一變せるものすら存するものあるを知らしめる。第二册別録は二部に分れ

第一部は小葉田淳氏執筆に係る「中世の兵庫と外國關係」にして「兵庫港の發達」「日明交渉と兵庫」「日鮮交渉と兵庫」「琉球との交渉と兵庫」「中世末期の外國關係と兵庫」の五章より成り、前縣市史別録に收められたる「中世の兵庫」を補充してよく中世兵庫の全貌を豊富なる史料を驅使して各方面より検討し明らかにされてゐる。又第二部は「神戸の氣象」「神戸の港灣」「神戸の海運」「神戸の港外國貿易の變遷」の四章よりなり京阪神の商工都市をヒンターランドとして近時異常なる發展伸長を遂げたる神戸港の機能及其の活動狀況を充分に知り得る。

尙第三册は資料を主として他に附圖、年表、書目、索引等を收載せるが、資料としては「古代、中世の兵庫及び附近に關する資

料」を以て前縣市史資料の補充を爲し「近世の資料」は楠公碑關係、北風家關係、高田屋嘉兵衛關係及福原鬢鏡を追加として收録してゐる。また年表、索引は前縣市史のそれと相俟つて讀者に多大の便宜を與へるものであり、編纂員の勞苦は十分に感謝さるべきものである。

以上甚だ簡單にしてたゞその章目を列擧するに過ぎざるものであり、本書の内容を察知し得ざる憾あるを思ふのであるが、前述せる如く此の第二輯市史は大正八年以來十五ヶ年間と言ふ如き極く短き期間、而も餘りにも吾々に身近き時代に於ける縱根錯雜したる社會情勢の推移を觀んとするものにして、其の編纂事業は或意味に於て頗る困難なるものなりしを推察するに難くないが、よく美事なる成果を擧げ且つ統計、グラフ等を十分に活用し以て其の記述を瞭然たらしめてゐるが如き、實に前縣市史の續編たるの役割を立派に果し得たものと言ひ得るであらう。

尙第二輯神戸市史完了について、前縣市史九册の再版が計畫せられ、既にその本編總説及び各説、別録ノ一の三册が刊行せられたることを附記する。(菊判、第一册本編一九六頁、第二册別録七九四頁、第三册資料等七五五頁、神戸市役所發行、非賣)(原山)

○唐宋法律文書の研究

仁井田 陞著

支那は古來典禮の國・制度の國で、其の整備の現象は支那文化の華と謂はれ、法律方面に於ても律・令・格式相備はり、殊に唐代